daily コラム

2018年5月9日(水)

〒810-0001

福岡市中央区天神 2-8-49 ヒューリック福岡ビル 7階

税理士法人かさい会計

TEL 092-771-4421 FAX 092-771-1417

Email info@kasai-grp.co.jp

職場のパワハラを 起こさないために

多いいじめや嫌がらせ

平成29年に厚生労働省より発表された 平成28年度の個別労働相談では113万件以 上の労働相談がありました。9年連続100 万件を超えました。労使トラブルが多く起 こる背景として、労働者側の権利意識の向 上やインターネットを中心とした情報イン フラの進展が考えられます。労使トラブル の中でも、いじめ・嫌がらせに対する相談 は5年連続トップとなっています。民事上 の個別労働相談件数の内、いじめや嫌がら せに関する相談は7万件を超え、その次に 自己都合退職による相談が4万件超え、解 雇問題は3万6千件になっています。

パワハラ6類型と予防措置

パワハラには以下のタイプがありますが 予防には下記の様な対策が考えられます。

- ・身体的な攻撃
- ・精神的な攻撃
- ・過大な要求
- ・過小な要求
- ・人間関係からの切り離し ・個の侵害
- ①トップのメッセージ……職場のパワハラ は起こさないと明言をする。
- ②就業規則等で規定する……服務規定等で定め、行った時の処分も規定する。
- ③従業員アンケート等で現状に問題が無いかを把握する。

- ④社員、管理職に教育を行い周知させる。
- ⑤組織内や外部に相談窓口を設ける。
- ⑥起きた時は行為者に再発防止研修を行う。

相談を受けた時の対応は

もし相談者が相談してきたら、対応は次の流れが考えられます。

- ①相談窓口では秘密が守られる事、不利益 な取り扱いは受けない事等を伝える。
- 相談時間は1時間以内にしましょう。
- ②事実確認を行う。相談者に了解のうえ行 為者や第3者に事実確認をします。相談者 と行為者の意見が相違する場合もあります。 その時は第3者に確認をします。
- ③相談者、行為者の措置を検討します。 その際被害の大きさ、事実確認の結果、両 者の発言・行動の問題点を就業規則や裁判 例等で確認します。
- ④行為者や相談者への注意、場合によって は行為者からの謝罪、人事異動、懲戒処分 等が考えられます。
- ⑤会社が取り組んだ事を説明し、同様の事が起きないようにフォロー、再発防止を検討します。



注意をする時、大勢の前で話すのは遠慮しましょう